

秋田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年秋田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項および第14項」を「第100条第14項および第15項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。